

ふぐの稚魚（疑い）が混入しているおそれのある「しらす干」の自主回収について

令和5年10月10日（火）15時頃に、市内食品加工事業者から、『小分けをして出荷した「しらす干」にふぐのような魚が混入していた事例が1件あったため、当該ロットの「しらす干」の自主回収に着手している。』旨の報告が、川崎市保健所にありました。

当該品は、首都圏内のスーパーマーケット「マルエツ」で一般消費者向けに販売されたものです。ついては、お手元に当該品がある場合は、食わずに下記の連絡先へ連絡してください。なお、現時点で健康被害の報告はありません。

1 発見の経緯

都内店舗で購入した消費者から『「しらす干」にふぐのような魚（体長約2.5cm）1匹が混入していた。』との相談を販売店が受け、市内食品加工事業者に報告があった。

2 市内食品加工事業者の対応

当該ロット品の自主回収及び販売店での告知

3 対象商品

品名	しらす干（国内産）
包装形態	トレーラップ包装
保存方法	4℃以下
内容量	①30g（税抜き199円） ②40g（税抜き259円） ③60g（税抜き298円）
消費期限	2023年10月12日（23.10.12）
加工者	株式会社 マルエツフレッシュフーズ 川崎市川崎区東扇島6番10
販売日	令和5年10月9日（月・祝）及び10日（火） （一般消費者へのスーパーマーケットでの販売日）
販売数量	①30g 279パック ②40g 80パック ③60g 1,115パック

4 連絡先

株式会社 マルエツフレッシュフーズ

電話番号：044-287-2730

受付時間：24時間

定休日：なし

5 本市の対応

市内食品加工事業者に対して、再発防止の徹底について指導しました。



製品全体図



発見されたふぐのような魚

【市民の皆様へ】

購入した魚介類等に違う種類のものや異物が混入していた場合は、食べずに購入した販売店又はお住まいの区の区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課にご相談ください。

【事業者の皆様へ】

魚介類や魚介類加工品を小分け販売する際は、ふぐなどの有毒魚の混入がないかを目視確認し、確実に選別を行ってください。

川崎市健康福祉局保健医療政策部 食品安全担当 伊達 電 話 044-200-0198 FAX 044-200-3927
--